

第8回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成22年5月31日（月） 10:00～11:24

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201・202会議室

出席者：

委員

太田会長、金子副会長、相田委員、菊地委員、坂内敏夫委員、坂内正明委員、渋井委員、鈴木委員、関谷委員、長谷川委員、星野委員、室井委員、吉田委員

欠席者2名

市

江連上下水道部長、舟岡下水道課長、久利生下水道課長補佐兼下水道建設係長、稲垣普及係長、相葉管理係長、峰岸施設係長、鈴木主査、小池主査、飯田主任、北村主任

事務局（舟岡）	<p>おはようございます。委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。先月の4月30日に第7回下水道審議会を開催して、本日第8回ということで、毎月の開催になってしまいまして大変申し訳なく思っているところでございます。</p> <p>さて、皆様に審議をいただきました中間答申書につきましては、去る5月14日に、会長・副会長より市長にお渡しをさせていただきました。この場を借りてご報告を申し上げます。会長・副会長におかれましては、大変ありがとうございます。</p> <p>今年度は下水道経営のあり方についてというテーマでご審議をいただくことになりました。今年度1年間、色々よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは審議に先立ちまして、本日の出席状況を申し上げます。三本木委員、松本委員より欠席のご連絡をいただいております。なお、関谷委員よりは少々遅れるというご連絡をいただいております。それから鈴木委員はまだ見えておりませんが、審議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事関係については、次第のとおり、3点ほどございます。それでは、ただいまより第8回下水道審議会を開催したいと思います。それでは会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き議事の方をよろしくお願ひいたします。</p>
太田会長	<p>皆さんおはようございます。着席したまま、失礼させていただきます。</p> <p>今事務局からご案内がございましたように、2週間ほど前になりましたでしょうか、皆さんに熱心にご審議いただいた成果を中間答申としてまとめて、市長さんにお渡ししてきたところでございます。</p> <p>つきましては、これから後半ということで、ご審議いただいた下水道整備のあり方をどう経営的に具体化していくのか、そして市民負担のあり方や、あるい</p>

	<p>は今後の事業経営のあり方というものを総合的にご審議いただき、孫子の時代にまで下水道を安定的に伝えていく、そのための財政・経営基盤をどうするかをご審議いただくことになっております。この前半・後半を通しまして、最終答申といたしまして、今年度末に市長さんの方に答申書をお渡しする、こういう予定になっております。引き続きよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、早速本日の議事に入らせていただきます。先ほどご案内がありましたけれども、本日予定している議事は3つございます。第1の議題であります、「(1)生活排水処理構想、全体計画の見直し内容について」ということで、これは今申し上げた、前半でご審議いただいた内容を取りまとめていただいて、本日からの後半のご審議のスタートラインにしたいというものでございます。それでは事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願います。</p> <p>事務局（鈴木） 皆さまおはようございます。それでは、「(1)生活排水処理構想及び全体計画の見直し内容について」説明させていただきます。</p> <p>まず1ページになりますが、1【生活排水処理構想の見直し】ということで、那須塩原市の生活排水処理構想は、昨年度見直しによりまして、人口フレーム、または給水実績から求められます汚水量の原単位、または費用関数等の再検証を行いました。それによりまして公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の各整備目標を設定したところです。それによりまして昨年度末、3月にはパブリックコメントを実施しまして、住民意向の把握をしたところです。</p> <p>続きまして、県の方の動きとしまして、5月13日に栃木県の「新栃木県生活排水処理構想」（仮称）の基本方針が示されたところです。今年度はこの基本方針によりまして、県との協議ということで、6月4日に第1回目の県とのヒアリングが予定されております。そのヒアリング等によりまして、市の構想と県の構想ということで整合を図っていくということが今年度実施されていきます。</p> <p>続きまして、早期普及を目指した実質の整備スケジュールを策定するために、今後の事業量を検討する必要があります。2ページの一番下にあります「事業別整備人口の見通し（案）」というものがありますが、こちらにつきましては、毎年15haずつ整備したときのイメージ的な案を載せてあります。このように、今年度は毎年どのくらい整備ができるのかということで、事業量等を検討するということです。このために、中期ビジョンにおいて検討する下水道経営の把握・分析と健全な経営計画をベースとした検討をしていきたいと思っております。</p> <p>その下にあります黄色い部分ですけれども、こちらが5月13日に県の方で示されました基本方針となっております。基本方針につきましては、読み上げさ</p>
--	--

せていただきます。

まず「1 目的：生活排水処理施設は、河川等公共用水域の水質保全を図り、県民の健康で快適な生活環境を確保する上で欠かすことのできない、すべての県民を対象に整備されるべき基幹的な社会基盤である。本県では、生活排水処理施設を計画的・効果的に整備するため、市町村と密接な連携のもと、平成16年3月に『栃木県生活排水処理構想』を策定し、計画的な施設整備を進めてきたところである。しかしながら、人口減少や高齢化が進む中、住居の地域的偏在や世帯構成など居住形態が大きく変化していることを踏まえ、より効率的かつ実現性の高い構想を策定することとした。

2 構想見直しの基本方針：人口減少に向かう社会情勢等を考慮しつつ、生活排水処理施設の各々の特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択する。(1)集合処理が適した地域には、下水道や農業集落排水施設などの集合処理施設の計画的な整備を進める。(2)住居がまばらな地域や、地形的制約（起伏が激しい等）などにより、集合処理が適していない地域には個別処理の計画的な普及を進める。平成22年5月13日栃木県生活排水処理構想策定委員会」以上が基本方針となっております。

続きまして、2番、2ページになりますが、2【公共下水道全体計画の見直し】。那須塩原市においては、現在、微増ではありますけれども、人口の増加ということになっておりますが、将来的なところで考えますと、当然、人口の減少ということが起こってくる、そのようなことで、節水意識の向上等により人口のフレーム、原単位が減少傾向にあると思っております。昨年度の検討の結果、全体計画人口は88,580人。昨年度の検討の結果は下の表をご覧くださいと思っております。88,580人となり、計画汚水量は、次項に示すような減少水量となる。本年度は、まず、上記構想で用いたデジタルマップ、デジタルマップというのは、構想の見直し上でエリアを示した地域というものを作っております。その地図により、計画区域面積を整理し、年次別の整備計画を策定して、事業計画の変更認可図書を作成するというところを実施していきたいと思っております。

3ページになりますが、こちらにつきましては、昨年度実施しました原単位の見直しによります、計画汚水量の比較となっております。黒磯、流域関連につきましては、当然給水実績を元に下げたということです。塩原につきましては、前回給水実績により原単位を下げておりますので、平行、同じということになっております。

以上が生活排水処理構想全体計画の見直し内容ということで、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

太田会長

どうもありがとうございます。今ご説明をいただきましたが、繰り返しになり

<p>事務局（飯田）</p>	<p>ますけども、前半でご審議いただいた那須塩原市における今後の下水道整備のあり方に基づいて、かつそこに、県の生活排水処理構想の見直し作業が重なってきているということでございます。</p> <p>もうおわかりだと思いますけども、専門用語がございます。「原単位」というのが2ページの2行目でございますけども、これは一人当たりの汚水排出量ということでございます。したがって、人口も減るし、節水などが進んでですね、一人当たりの水使用量が減るということで、全体として今後そうした水の需要と排水が減っていくでしょうと、そういう考え方が示されているところでございます。</p> <p>それでは、これは既に前半でご審議いただいたことではありますが、後半のご審議いただく出発点に当たる事柄でございますので、ご確認を含めまして、どうぞご意見、ご質問があれば、出していただきたいと思っております。</p> <p>《特になし》</p> <p>よろしいですか？それではまたご質問などがありましたら、さかのぼってでも結構ですので、出していただきたいと思っております。</p> <p>それでは、1番目の議事につきましてはご確認いただいたということで、2番目に進めさせていただきます。2番目は後半の中心的な課題であります。下水道事業の経営状況につきまして、事務局の方からご説明いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、下水道事業特別会計の現状と課題について説明いたします。4ページをお開き下さい。上の方に、「①歳入歳出の決算状況の推移」という青っぽい表がございます。これが平成17年度から21年度までの歳入と歳出の決算額、及び平成17年度を100としたときの平成18年度以降の各比率でございます。平成17年度から平成20年度までは、決算統計といって、市町村が国に報告する最終決算額を掲載しております。また、平成21年度はまだ決算が確定していない状況なので、あくまでも決算見込みという形で掲載しております。</p> <p>ここで状況の説明に入る前に、表の中に、歳入の「受益者負担金」から「その他」までと、歳出の「維持管理費」から「資本費」までの各用語が書いてありますが、その用語を説明したいと思います。7ページに用語解説がございますので、表と照らしあわせてご覧頂ければ幸いです。</p> <p>7ページを開いてください。7ページのまず歳入の項目に出てくる用語ですが、No.1の受益者負担金についてですが、下水道は、道路や公園など誰でも利用できる施設とは違い、下水道が整備されている限られた地域の方だけしかその恩恵を受けることができません。そのため、下水道整備が完了した地域の土地所有者等の皆さんから下水道建設費の一部を負担してい</p>
----------------	---

ただくものです。

No. 2 の下水道使用料。家庭や事業所などの汚水を公共下水道へ流すため、水道使用量に応じて、下水道料金を賦課して徴収したものです。

No. 3 国庫補助金。国土交通省都市・地域整備局所管の国庫補助事業補助金。当市では、未普及公共下水道事業（補助率0.5）、水質保全公共下水道事業（補助率0.5及び0.55）、浸水対策公共下水道事業（補助率0.5）、この3つを交付申請しています。

No. 4 一般会計繰入金。市の一般会計の歳出予算で計上された下水道事業特別会計へ繰出すお金となります。一般会計側からすると「一般会計繰出金」と呼びます。下水道事業特別会計側からするとそれを受け入れるので「一般会計繰入金」と呼びます。

No. 5 繰越金。各年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた残額を翌年度へ繰越すお金です。

No. 6 地方債。市の借金。いろいろな借金名の総称。「市債」とも呼びます。償還期間は概ね30年です。

「その他」についてなんですが、ここでは用語解説には載せていませんでしたが、これについては排水設備の検査手数料や土地使用料といった収入割合の小さいものをまとめたものです。

今度は、歳出の項目に出てくる用語ですが、No. 8 の維持管理費。主に下水道の普及活動事務や施設維持管理等に使われる経費です。職員給与費（事務系職員）、総務事務費、水洗化促進事務費、管渠管理費、水処理センター施設維持管理費、流域下水道施設維持管理費等が含まれています。

No. 9 の建設改良費。主に下水道の施設整備に使われる経費です。職員給与費（技術系職員）、下水道管布設工事、水処理センター施設更新工事、流域下水道建設負担金等、それらに係る事務費が含まれています。

No. 10 資本費。これまでに借りた地方債の当該年度に支払う元金と利子のことです。

4 ページにまた戻りまして、表の一番下の方に※印の「借換債等の素通り会計になるものは除いています」と書いてあるのですが、借換債について、これは用語解説では No. 7 となりますが、過去に借りた高利率である地方債を、現在の低利率に借り換えた地方債のことです。最近の事例では、総務省自治財政局所管の公的資金補償金免除繰上償還等の制度により、利息5%以上の地方債について、平成19～21年度の間に借り換えを行っています。以上が用語の説明となります。No. 11 の「汚水処理費」、No. 12 の「雨水処理費」については、後ほど説明したいと思います。

それとですね、表の中の下の方の※印の「借換債等の素通り会計になるものは除いています」というところの「素通り会計」の意味ですが、これは歳入と歳出に同額を計上して相殺されるというものなので、除いております。

それでは、4 ページの「④歳入歳出の決算状況の推移」について、説明に

入りたいと思います。再度申し上げますと、この表は、各年度の歳入歳出の決算金額とその内訳の金額・比率をあらわしています。また、対平成17年度比率を各年度にあらわしていますが、これは、平成17年度を基準として100%とした場合の増減比較の比率となります。これは、次のページの「③歳出の財源構成とその推移」の表も同様です。

歳入総額と歳出総額の決算状況ですが、下記の2つの表を見てください。上が歳入決算状況の推移、下が歳出決算状況の推移について、より見やすくするために、①の表をグラフ化しました。平成17年度から平成21年度までの推移を見ますと、歳入決算では39億6,164万4千円から31億8,204万4千円のおおよそ7億8千万円減少しています。また、歳出決算では38億9,651万1千円から31億6,299万円のおおよそ7億3千万円減少しています。

歳入決算状況の推移のグラフを見ますと、受益者負担金（青色）は、前年度の下水道管路延長や人口密度に影響しますが、ほぼ横ばいで推移しています。下水道使用料（あずき色）ですが、毎年、下水道管路を伸ばしていますので、新規の接続者分で増加しています。次に国庫補助金（クリーム色）と地方債（赤色）ですが、歳出の建設改良費が年々減少しているため、連動して減少しながら推移しています。一般会計繰入金（水色）は、歳出総額が年々減少しているため、連動して減少で推移しています。

次に、歳出決算状況の推移のグラフを見てください。維持管理費（青色）はほぼ横ばいで推移しています。建設改良費（あずき色）は、那須塩原市総合計画の前期基本計画に基づいて実施しているため、減少で推移しています。資本費（クリーム色）については、平成17年度から平成19年度までは横ばいで推移していますが、平成20年度、平成21年度については、公的資金補償金免除繰上償還等の制度による借り換えを行ったため、利子の減額により減少しています。

次に5ページの方に入りたいと思います。5ページの上の方の「②地方債残高の推移」のピンク色の表をご覧ください。地方債残高には、これまで実施した污水管渠布設工事や水処理センター建設工事等の污水にかかるものと、雨水管渠布設工事や雨水調整池建設等の雨水にかかるものがあります。污水にかかるものと雨水にかかるものの説明については、後ほど説明いたしますが、ここでは、使用者の負担と関係する污水の残高を載せました。残りは雨水分の残高と考えていただければと思います。

まずこの表で、地方債残高総額ですが、平成17年度で約231億9千万円から平成21年度には約202億円となり、約30億円減少しています。そのうち污水にかかる分の残高は、約24億円減少していることがわかります。これは各年度において、歳入の地方債（借りる借金）よりも歳出の資本費の元金が上回っているためです。これが逆転しますと残高は増え続けることとなります。

次に「③歳出の財源構成とその推移」をご覧ください。この表は歳出における歳入の構成をあらわしたものです。簡単に言いますと、「維持管理費」「建設改良費」「資本費」の財源がどんな構成になっているのかの割合を示したものです。まず、維持管理費については、各年度ともほぼ95%以上が使用料となっています。建設改良費は、各年度とも主に国庫補助金と地方債で占めており、次に一般会計繰入金で占めている状況です。資本費では、一般会計繰入金が大きな割合で占めており、繰越金も元をたどれば一般会計繰入金の残額なので、約9割が一般会計繰入金で占めている状態と言えます。

次に「④汚水処理費と雨水処理費」について、説明に入りたいと思います。説明に入る前に、再度7ページの用語解説 No.11、12をご覧ください。No.11の汚水処理費ですが、汚水処理に要する資本費及び維持管理費のことです。利用者の生活排水等の汚水を処理するため、私費負担（原則として下水道使用料が財源）となります。なお、一部公費負担となっている経費もあります。

No.12の雨水処理費ですが、雨水処理に要する資本費及び維持管理費のこと。雨水は、自然現象に起因するものであり、浸水防止等都市機能の保全に効果を発揮し、その受益が広く一般市民に及ぶため、公費負担（原則として税金等が財源）となります。

次に6ページをご覧ください。何度もページが飛んで申し訳ありません。先ほど「③歳出の財源構成とその推移」についてでも述べたと思いますが、下水道事業費とは、大きく「維持管理費」「建設改良費」「資本費」の3本の柱でなっています。まず、維持管理費は、これまで建設改良費で布設してきた下水道管渠や処理施設の維持管理にかかる経費であり、ここでも汚水に係る分と雨水に係る分とがあります。那須塩原市では、現在のところ雨水に係る経費はかかっていませんので、維持管理費は汚水処理費のみとなっています。建設改良費は、受益者負担金、国庫補助金、地方債、一般会計繰入金、繰越金などを財源としています。資本費は、建設改良費で発生した地方債の残高を後年度に元利償還金として返済する費用です。その中でも、汚水に係るものと雨水に係るものがあります。先ほどの用語解説で説明したとおり、汚水処理費、雨水処理費と呼ばれるものです。ここで、このページで述べていることは、先ほどの用語解説の繰り返しとなりますが、雨水は公費負担で、汚水は私費負担が基本原則であるということです。これは総務省自治財政局の通達で定められています。それでは、再度5ページにお戻り下さい。

「④汚水処理費と雨水処理費」について、説明に入りたいと思います。ここでは、利用者負担の観点から、上記③の平成21年度の資本費について、

汚水処理費と雨水処理費がどのような割合になっているのかを、表と円グラフで表してみました。なお、維持管理費につきましては、汚水処理費のみとなりますので省略しました。

まず左の円グラフを見てください。これは資本費の汚水処理費と雨水処理費の割合をあらわしたものです。汚水処理費が85.8%とほとんど占めています。

今度は中央の円グラフを見てください。汚水処理費の財源をあらわしています。一般会計繰入金で82%を占めています。

右の円グラフを見てください。これは雨水処理費の財源をあらわしています。雨水公費負担の原則に従い100%の一般会計繰入金となっています。以上で、①から④までの下水道事業特別会計の現状についての説明となります。

最後に、「⑤課題」に入りたいと思います。これまで、①から④までの説明をいたしましたが、下水道の経営状況について、4ページの「①歳入歳出の決算状況の推移」に見られる特徴といたしましては、歳入では、一般会計繰入金、下水道使用料、地方債、国庫補助金が大きな割合で占めています。歳出では、資本費が大きな割合を占めており、毎年同じ水準にあります。建設改良費は平成17年度から平成21年度に比べると半減しています。維持管理費は、毎年同じ水準にあります。

下水道審議会の平成22年度の課題は、このように歳入・歳出両面のあり方を把握・検討した上で、前年度の審議で答申した下水道整備のあり方に基づき、持続可能な下水道経営として何が必要かを検討していただくことです。この検討を進めるために、今後検討すべき項目として、概ね下記のことが考えられます。①下水道事業の効率的、効果的な事業執行を支える財源のあり方をどう考えるか。②一般会計繰入金の適正な水準をどう考えるか。③地方債の残高水準と発行水準のあり方をどう考えるか。④最大の経費項目である資本費のあり方をどう考えるか。⑤利用者負担のあり方をどう考えるか。以上が考える上での切り口として考えられます。

今回は、下水道事業経営の現状を理解していただくこととしまして、次回以降については、一般会計繰入金の繰出し基準について説明したいと思います。また、先ほどの①～⑤について、事務局において色々なパターンの財政シミュレーションをして、皆さまに提示をして参りたいと思います。以上で説明を終わります。

太田会長

ありがとうございます。下水道の経営課題ということで、財源構成を中心にご説明をいただきました。

水道と比べてちょっと複雑な仕組みになっておりまして、従って、今お聞きいただくとすぐわかったと、腑に落ちたという委員の方々が少ないのではないかと

など推察いたします。なかなか仕組み自体がわかりにくいというところが多々ございます。

そこで、私の方から補足だけさせていただきますと、非常に複雑な仕組みにはなっておりますが、それを鳥瞰的にイメージとしてつかんでいただく上で、6ページに図がございます。大体こういう仕組みになっているということを一度頭に入れていただけると、その後のお考えをまとめていく上で役立つのかなと思っております。

先ほども事務局からご説明がありましたように、下水道の事業を進めていく上で、大きく3つの柱があるということでしたが、その前提に、実はこの左下に「財源に関する基本原則」というのが先ほどの説明にもありました。これは下水道の特性を反映したところでもあります、いわゆる負担区分原則といわれるものです。

下水道の場合には、ご承知のように、雨にかかわる雨水排除の部分の役割があります。この雨はですね、言うまでもなく天然自然現象で、住民の方々が原因となって雨が降っているわけではありませんので、元々この雨にかかわる事業の経費はすべて国からの補助金を含めてですね、公費、公的な資金で賄うというのが原則となっています。

そしてもう一方の原則は、原因が特定される、つまり住民の方々の生活や企業の活動によって生じるような経費、つまりそれは水を使って汚水として排出する行為になりますけれども、そのことにかかわる経費は原則として利用者負担というのが基本的な考え方です。その基本的な考え方にに基づきますと、実は下水道の大方の経費というのは、汚水にかかる経費というのは非常に大きいわけです。

そうしますと、この原則どおりにいきますと、全部が利用者負担ということになります、そこには公共用水域の保全であるとかですね、あるいは生活環境の整備であるとか、そういう国民にとってあるいは社会にとってなくてはならない、そういう本来の公共的役割があるという理解がありまして、建前としては利用者負担が100%適用されるんですけども、実際にはその中からかなりの部分を公費によって支えていると、こういう実際の仕組みがあるということです。

特に那須塩原市の場合ですと、この資本費のところをご覧くださいますと、下水道を整備していく、下水道の施設を作って、あるいは下水道管を入れていくということをやりますけれども、そのうち、先ほどもご紹介ありましたように、約半分が借金、地方債で賄っているわけですね。その財源を。大体3割が国からの補助金という形になっておりまして、その約半分以上を借金で賄った結果として、元金と利子の支払いがその後出てくるわけです。それが資本費という形になります。

その資本費に関しては、当然雨に関わる整備については、公費、税金でやりま

	<p>すけども、汚水に関わる部分についても、実は下水道使用料の割合というのは14%程度、したがって85%は一般会計からの税金が投入されて、その部分の経費が賄われていると、こういう現状があるということでございます。</p> <p>そのほか維持管理というところでは、逆に、実際に下水道をお使いになって、水道を利用した使用水量がそのまま下水に流れたという風にみなしていくわけですが、そのことに基づきまして、使った量に応じて、使った方がご負担をいただくという、これが下水道使用料の基本的な考え方ですが、維持管理については98%、汚水の部分についてのご負担を市民の方からいただいているという仕組みになっております。従って、単純な負担区分原則では汚水分は利用者負担、雨水分は公費負担ですが、その建前どおり貫かれているのは維持管理費であって、資本費を見ると汚水分でも大半が公費負担となっているということです。それにはそれなりの理由はありますが、その辺の全体像をイメージとしてお持ちいただくということが、非常に複雑な仕組みではありますが、ご理解いただく上でポイントになるかなということで、少し補足させていただきました。</p> <p>それではですね、今事務局からのご説明がありましたので、皆さん方からご質問あるいはご意見があれば頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。</p>
星野委員	<p>いいですか。ただいま会長さんの方から、下水道使用料98%が主な資本費の中で活用されているということなんですけども、ちなみに下水道の使用料とか、建設費に使われていると思いますけども、受益者負担金は100%徴収されているんですか？未収金がありますか？</p>
太田会長	<p>星野委員のご質問について、ひとつだけご訂正いただきたいのは、私が申し上げたのは、資本費の方は85%が一般会計繰入金つまり税金ですね。維持管理の方の約98%、ほぼ全てが下水道使用料ということでございます。</p>
星野委員	<p>その中で未収金があるかどうか。それが維持管理経費でしたら98%という風に伺いましたので、多くが維持管理費に市民からのお金が入っているわけですよ？そのときに、未収金がたくさんあると、運営が大変だろうなあと思いますので、いかがかな、と思って。</p>
太田会長	<p>事務局の方でお答えいただきたいと思いますが。</p> <p>少し時間かかります？かかるのであればまた後ほどでも構いませんが。</p>
事務局（舟岡）	<p>ただいまのご質問にお答えします。20年度のデータしかございませんけども、調定額、要するに受益者負担金として徴収する金額に対して徴収率としましては、20年度につきましては69.9%になっております。</p>

星野委員	ということは残りが未収金なのですか？
事務局（舟岡）	ええ、未収金額は当然ございます。
星野委員	大変ですね…。
事務局（舟岡）	受益者負担金につきましては、合併しまして3地区の基本的金額が違うのがひとつと、それから一括納付と分納という方法をとっております。この中には分納で納めていただいている部分で、期限に納めていただいている部分と、下水道工事をしたときに、宅地相当のところに公共汚水柵を設置していくわけですが、公共汚水柵を設置して下水道が使えますよという状況になった地域については翌年に賦課をしているんですが、工事をするときにご説明はしているんですけども、そういった方に、「私は実際流していないから、流すまで払いませんよ」というような方も中にはいらっしゃるんですよ。そういった方についても個別訪問して徴収するように進めてはいるんですが、そういった部分で100%徴収率にはなっておりません。
星野委員	<p>そうした際は一般会計から一時補填しておくんですか？受益者負担金はそうですけど、下水道使用料は毎年維持管理経費としてかかる費用じゃないですか。それも一般会計から一時補填するんですか？運営ができないのかなって思うんですが、普通の会計からいきますと。</p> <p>維持管理経費の維持管理費がありますよね。実際に運営をするために。その維持管理経費の下水道使用料は98%で運営しているという話を伺ったんですけども、下水道の使用料の方はちゃんと入っているんですか？未収金はないということですか？運営上、やはり大変ではないのかな、と。そのときの運営はどんなさっているのかな、というのが私の方で聞きたい内容なんですけども。</p>
事務局（江連）	<p>使用料と受益者負担金の収納率の関係ですけれども、平成20年度の決算状況でご説明したいと思います。</p> <p>まず受益者負担金ですけれども、現年度分については収納率が93.9%。滞納繰越分が、過年度分ですけれども、これがちょっと収納率が悪くて、8%ということです。これは倒産とか、あるいは行方知れずとか、そういったものが大半なものですから、そういった部分が8%という非常に収納率が悪いということで、合わせると69.9%というような数字になってしまいます。</p> <p>それと、使用料の関係ですけれども、使用料については、現年度分については98.6%の収納率、それから滞納繰越分、これもやはり理由は受益者負担金と同じですけれども、26.1%ということで、過年度分についてはやはり低い数字になっているというようなことで、トータルすると使用料については94.4%の収納率ということです。</p>

	<p>経営上100%の収納はできない、これは企業会計、水道も一緒ですけれども、100%というのはなかなか難しい。そういった中で水道の場合には原則一般会計からの繰入はありませんけれども、下水道については、やはり不足分については一般会計からの繰入金というような形でご支援をいただかないと。</p>
星野委員	<p>そうですね。水道は特別会計になっていますからね。下水の方はなっていない…</p>
事務局（江連）	<p>水道は企業会計です。</p>
星野委員	<p>そうですね。はい、わかりました。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
星野委員	<p>はい、結構です。</p>
太田会長	<p>実際の料金あるいは負担金を徴収していく上での問題点をご指摘いただきました。他にございますか。</p>
坂内（敏）委員	<p>よろしいですか。5ページの⑤の部分で課題の中にあるんですが、これは随時検討されると思いますけど、この3番の地方債というものは、この下水道にかかる地方債というのはいわゆる市全体の地方債とは違うわけですか？</p>
太田会長	<p>ではもう少し補足説明いただけますか？</p>
事務局（飯田）	<p>ここで述べている地方債については、あくまでも下水道にかかった地方債のみとなります。一般会計は一般会計で別に地方債という残高はあります。</p>
坂内（敏）委員	<p>そういう借りに対する考え方というのは色々あると思うんですけども、ここで私たちに水準をどう考えるかというのはちょっと難しいんですけども、全体を通してそういう部分は感じるんですけども、ある程度の考えはこれから示していただけたと思いますけど、そういう債権については、私はあまりこだわらないというか、私たちが残したお金ですから、私たちが使ったって…。まあ確かに将来には残るんですけどね。私どもの世代は本当に、0からのスタートですから。</p> <p>社会資本整備に使っていくことに関しては、地方債にある程度頼るのは仕方のないことで、またこんな景気の時代がいつまでも続くという風にマイナスに考えるのも何かと思いますので、どちらかという整備促進の方で5項目全体をそのような方向で考えていただきたいと思います。公共下水道ね、いわゆる流域下水道とかですか？そういう集合処理するような方法の方を少しぐらいかか</p>

	<p>っても、合併浄化槽でしたっけ。それよりも、流域のやつで、整備できるような。社会資本になっていくわけですから、そうしていただければと私は考えています。</p>
太田会長	<p>はい、ありがとうございます。今のはご意見ということでよろしいですか。</p>
坂内（敏）委員	<p>はい。</p>
太田会長	<p>坂内委員の方からご意見を頂戴したんですが、大変重要なご意見のひとつだと思います。</p> <p>その部分に関わってなんですけども、ここで①～⑤まで5項目挙げられておりますが、私が考えるところはですね、これは全部関連していると思うんですね。①は全体に関わってきますけども、それ以下も②、③、④、⑤というのは、どこかをいじれば必ず玉突きで他の財源のあり方あるいは構成に影響を及ぼしてくることになりますから、従ってこれらはセットでどうするかということをお考えいただくことになるんだろうと思います。ただそのときの、先ほど事務局の方から切り口という話がありましたけどね、どこから考えていくのかという、その入り口としていくつか挙がっているという風に私は理解をさせていただきました。</p>
坂内（敏）委員	<p>仮にスケジュールに入っているんだと思うんですけど、当然会議ごとに主要な課題というのは必要なんですよね？</p>
太田会長	<p>そうですね。</p>
坂内（敏）委員	<p>それは事務局にお任せしていただくと。</p>
太田会長	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
星野委員	<p>坂内委員の今のお考えなんですが、確かにこれからどう運営していくのか、どういう風な形で整備をしていくのかということで、金銭的な問題が重要になってくるんですけども、社会資本費に使われるのであれば、ある程度地方債やむなしという考え方でこの課題が提案されるとなると、これからずっと未来の子どもたちに借金を残してしまうことになりますので、そこはやはり抑えるところは抑えた形でご提案いただければ大変ありがたいということで、私も意見を述べさせていただきたいと思います。</p>
太田会長	<p>はい、ありがとうございます。ひとつ関連していると申し上げたのは、もう一度6ページの図をご覧くださいますと、建設改良ということで、坂内委員のおっしゃった社会資本整備というのはまさにここに関わるのですが、それは地方</p>

	<p>債で財源を充てますとそれは結局元利償還という形で、右側の資本費にその後施設整備化された後は姿を変えていくことがあります。建設するときの財源は、それはその後その施設が整備された後は、資本費という形で後年負担に姿を変えていきますので、おそらく星野委員のおっしゃったことは、そのことを十分考えていくようにした方がいいんじゃないですか、というご意見だと思います。ご両者のご意見はもっともだと思いますので、そういうことも全体で議論をしていきたいと思っております。他にございますか？</p>
菊地委員	<p>下水道の使用料金が収入の一部になるというお話だったと思うのですが、近隣の他の市町村も均一なのか、差があるのか、水道料金なんかは違いがあるということを知ることがあるのですが、下水道使用料については、例えば隣の町と違いがあるかどうか、料金を設定するにおいて、違いがあるかを知りたいと思います。</p>
太田会長	<p>はい、ありがとうございます。栃木県内の近隣市町村の今おっしゃっていた受益者負担金なり使用料なりの水準比較というのは、何か手元の資料はございますか？</p>
事務局（舟岡）	<p>今手元に資料はございませんけど、今後そういったことについての審議をいただく中では、そういった資料もご提示したいと思っておりますので。今回はちょっとございません。</p> <p>例えば大田原市と那須塩原市を比べても、当然金額が違います。ですから同じところはないと思っておりますけども、要するに考え方とかそういった部分でも、やはり色々積み上げる中で、当然違ってきます。那須塩原市だけでも、合併をしまして、黒磯・西那須野・塩原ということで、その使用料自体についてもまだ統合されていませんので、数字上違います。</p> <p>今回はこの審議会が最終的には、将来の統合ということで、水道と同じような考え方ということで、那須塩原市で1つの使用料の考え方、今3つあるものをまとめることとなりますので、その段階で資料を提示しますのでよろしく願います。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
菊地委員	<p>はい。</p>
太田会長	<p>他にございますか？どこからでも構いませんが。用語の解説の中でこれがわからないというご質問でも一向に構わないんですがいかがでしょうか。</p>
坂内（敏）委員	<p>よろしいですか。先月の広報でしたっけ、水道料金が変わりますよね？それに伴って、今までの割合で下水道料金はいくんですか。下水道料金は同じ比率と</p>

	<p>いうか。</p>
事務局（舟岡）	<p>水道については今回統一ということで料金が変わります。その内容につきましては、後ほどリーフレットなどでご家庭に配られると思いますけど、下水道についてはこの審議会を今年度いっぱいやりまして、その後審議会の答申に基づいて、料金の方も踏み込んでいくこととなりますので、今の段階は現状維持ということで3地区分かれた料金で、続けてやらせていただくこととなります。</p>
坂内（敏）委員	<p>12月、1月ですよ。水道料金が変わるのは。</p>
事務局（江連）	<p>変わります。</p>
坂内（敏）委員	<p>その時点でも同じ比率で下水道料金はかかっていくという感じになるのか。そうすると、維持管理費も増収が見込めるのかという…</p>
太田会長	<p>ちょっといいですか。吉田委員もご質問・ご意見があるということなので、まとめてお答えいただけますか。どうぞ。</p>
吉田委員	<p>はい。今のお話を聞いて、値上がりするということでしょうか？私は本当にごくごく一般の市民で一般の主婦で、毎日の暮らしをしている者なんですけども、一番やっぱり引かかるのは、何でも値上げしちゃうとかっていうのが心配なんですけども、上がっちゃうんですか？ごめんなさい、本当に素人の質問なんですけれども。</p> <p>下水道って、使っている人が一部ですよ。一部の人しか、下水道を利用している人しかあんまり興味がないと思うんですけども、上がるとなるとやっぱり使っている側は困ってしまう、だけどお金がなければ工事が進まない、工事が進まなければ使う人は増えない、増えなければ増収にならないと、すごく悪循環みたいな感じがしちゃうんですけども、どこかで何か突破口みたいなものがないと、どんどん値上げしても今度は滞納みたいなことになっちゃったら、そういうのが心配なんですけども。ごめんなさい、質問というよりは意見なんですけれども。</p>
太田会長	<p>とても率直なご意見をいただきました。多くの市民の方が思っていることかと。</p>
吉田委員	<p>普通のお家の方ってそういうところが心配で、たぶんパブリックコメントとかで意見を述べてくださいというのも、あんまり上がらなかったというのは、「下水道料金が上がります」なんて言ったらすごく意見はくると思うんですけど、なんとなく今のままの状態意見をくれと言っても、ないと思うんです。一番、本当の底辺の意見だと思うんです、私の言葉が。これがたぶん市民の多くの人の、下水道は欲しい、欲しいけれどもあまり高いお金は払えないし、困った、</p>

<p>太田会長</p>	<p>みたいな感じ。そういうことをよく聞くんですが。</p> <p>ちょっと交通整理させていただきます。今、坂内委員の方からは、水道料金の改定問題とからめた形で、今後の下水道使用料の方向性についてのご質問があったと思いますし、吉田委員の方は、非常に率直なご意見として、実際下水道の負担が今後どうなるんですかと、生活者の立場からすると、そういう改定については非常に関心が高いというご質問でした。</p> <p>その内容を今後この審議会で、一定の方向付けをしていきますので、今事務局の方で答えを出してくれというのは無い物ねだりになりますし、審議会でこれから皆さんで議論していくことでもありますので、一応事務局サイドから少し全体状況についてだけ、今のご質問・ご意見を受けて、お話しできる範囲でお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局（江連）</p>	<p>それでは、水道料金と下水道料金ということで。この審議会で下水道料金が上がるのではないかということ、ひとつの予想がそういうことなのかということ、あとは坂内委員さんの方は、水道料金と同じ率で下水道も上がるのか、ということですが、今回こういう審議を下水道整備のあり方あるいは経営のあり方、そういったことをご審議をいただいているのは、ひとつは確かに料金の関係もありますし、整備をどういう風にしていくかということで、整備については一定の方向性をご審議をいただいたということです。</p> <p>ではそういった整備をするときにどういう経営のあり方、ですね。経営については、色々歳入がある中で、1つは皆さんに関係のある使用料。どういう使用料の状況がいいのか、あるべきかというのを、今後ご意見を言っていただいて、審議をしていただくということになります。事業をするのにしても、今後、政権等も変わります補助金から交付金になって、そういう国からの補助のあり方についても変わってくる。市の方としてもやはり財政が逼迫している中で、今までと同様の整備はなかなか大変だ、と。今までご説明したとおり、資本費については85%ほど一般会計からの繰入金、ご承知のとおり市の方も相当の地方債の残高をかかえている。下水道も200億円をかかえている。そういった中で、資本費の返済について市の一般会計からの繰出しに頼っているということになると、市の方も非常に下水道が大変だという、繰出しするのがやはり財政的に苦しくなっている中、一定量、ずっと同じようにというのもなかなか難しい。</p> <p>ただ、一方では答申のように、下水道の整備というのは必要不可欠なものであるということもある。そういった中で、今後下水道をどういう風に整備、その方向付けをしていただいたその整備をしていく中で、使用料のあり方、そういったものも経営のあり方全体としてどういう方向に持っていくのがいいか。必ずしも統一が前提とか、値上げが前提とか、そういったことで諮問している</p>

	<p>わけではありません。今後どういう方向に持っていくのが正常な下水道の経営ができるかということです、その辺を色々、私ども事務局の方としても資料を提出していくということになるかと思しますので、そういったことをご審議いただきたいということでございます。以上です。</p>
太田会長	<p>はい、ありがとうございます。両委員のご質問は、重要な内容のご意見ご提示だと思います。</p> <p>今事務局からの説明にありましたように、そういうご意見を踏まえまして、この審議会で、どういう今後の経営のあり方が望ましいかということ、委員の皆さんを中心にしてご審議いただく。もちろん前半のところでもご提起あるいはご指摘がありましたが、一般市民の方々に対するパブリックコメントも含めてですね、意見反映といったことも含めまして、全体として今後のあり方の方向性を出したいということでございます。</p> <p>その際には、使用料なりあるいは受益者負担金なり、そうしたものについて統一先にありきとか、値上げ先にありきとか、そうした前提を置いてやるものではない、と。そういうことではない形で白紙の状態でご審議いただきたいということでございました。私もごもっともだと思います。このような形でこの審議会全体を通じて、今後にご審議をいただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員全員	《結構です》
太田会長	ありがとうございます。吉田委員、率直なご意見をですね…
吉田委員	値上がりするんだな、と…
坂内（敏）委員	吉田さんのところはどうなんですか。
吉田委員	西那須野ですか？
坂内（敏）委員	いえいえ、吉田さんのお宅は。
吉田委員	うちは上がらない？
事務局（江連）	上がらないと思います。
吉田委員	そうですか。でもこういう財源が苦しいときは、家庭の財源も非常に苦しいのです。その辺も、難しいですね。
坂内（敏）委員	企業なんかもみんなそうですね。

吉田委員	<p>どこも本当に我慢してどこも苦しくて、というのがあって、お互いにその痛みを分かち合えればいいなと思うんですけども。</p>
太田会長	<p>そこのところは是非、活発なご意見をいただきたいと思います。 それでは、他のところでご質問・ご意見はございますでしょうか。</p>
坂内（正）委員	<p>先ほど吉田委員さんから言われたように、今非常に厳しいでしょうけども、2つありまして、1つは建設にあたって、公共下水道というのは、建設コストを安くする方法、こういったものを研究している機関がある。私も仕事上知り得たことなんですけど、今資料を持ってこなかったものですから、この次は持ってこようと思うんですけども。やはりこのご時勢ですので、色々勉強を当然されていると思うんですけども、少しでも安く抑える、こういう方法を研究しているところもあるようですので、そういったものを参考にされたらいいと思います。</p> <p>それともう1つは、下水道に限ったことではないですけどね、行政とはそういうことはできないと言われると思うんですけど、建設コストも何でも、当然高いときもあれば安いときもある、何でもそうですけども、安いときもあれば高いときもある。やはり行政でやるものは、予算とかそういうものを確保してやっていくんだから、「今年は安いからやる」とかいうわけにはいかない、それもわかるんですけども、やはり建設コストも1割とか2割とか3割とか、そのぐらいの乱高下というのはあるんですよ。だから民間レベルで考えれば、やはり安いときにやる、高いときはやらない、こういう単純なことだと思うんですけども。ただ行政はそうはいかないと最初から言われるかも知れませんが、それは下水道事業に限ったことではないんですけども、やはりそういったことを考えた上でやるべきじゃないかなと。何も考えずに大きな事業をやる必要はないし、その分はかかっていってしまうんですから。という風に思うんですが。下水道に限ったことではないですが、そういったことも今後建設コストというのを考えるならば、やはりタイムリーにそういったものをしていくというのを今後はしていかなければならないのかなという風に思います。以上です。</p>
太田会長	<p>大変貴重な、積極的なご提言をいただきました。もうおっしゃる通りで、ですので、やらなきゃいけない事業は進めなくてはいけないんですが、それをできる限り効率的に、と。その中に建設コストを可能な限り工夫をしながら発注する方法、というのが必要になるのかと思います。坂内委員の方で、そういう紹介できるものがあるというお話ですので、是非積極的にご提示いただきたく思います。よろしくお願いします。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>《特になし》</p>

	<p>それでは、今日は後半の初回ということで、なかなかわかりにくいところも多々あったと思います。従って、今日はもちろんこの資料に基づいて結論を出すということではありませんので、あくまでも現状それから制度・仕組みのご説明ということでございます。従いまして、これ以降またお気づきの点があれば、お持ち帰りいただいた後で一向に構いませんので、事務局の方にご質問していただくなり、あるいは資料のご提示をいただくなり、そういう形でもって次回につなげていきたいと思っております。</p> <p>よろしければ第2番目の議題はここまでとさせていただきますが、よろしゅうございますか。</p>
委員全員	《結構です》
太田会長	ありがとうございます。それでは今後のスケジュールにつきまして事務局からご説明をお願いします。
事務局（相葉）	<p>では、今後のスケジュールにつきまして、資料の8ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>前回の審議会におきまして、後半の予定をお示しさせていただいたところですが、会場確保とか、委員の皆さまに予定を立てやすくしていただく等の理由によりまして、会長と調整しまして、9回・10回につきましては、当面2回分、具体的な日程を組ませていただきました。</p> <p>また当初6月を予定しておりましたが、毎月の厳しい予定の中のご出席になるものですから、また事務局側の準備等の都合も含めまして、6月分につきましては、8月に先送りをさせていただくというように、今回変更のスケジュールを提示させていただきました。それによりまして第9回、8月23日につきましては、6月分を含めまして、長めに集中的な審議を予定させていただくように考えております。第10回目が10月15日（金）ということで、予定を入れていただければありがたいと思っております。ですから8月につきましては、先のことでございますので、早めにご予定いただいて、委員の皆さまには全員ご出席いただければ大変ありがたいと思っております。</p> <p>また審議内容につきましても、前回ご提示、説明させていただいたところを一部修正させていただきます。まず下水道事業経営につきましては、今回と第9回で現状の把握、そしてさらに深いところまで入っていただきまして、先ほど⑤の課題というところの部分につきましても、ご検討いただくシミュレーションを準備させていただきまして、皆さまにご検討いただくように準備したいと思っております。</p> <p>それにかからめまして、下水道の中期ビジョンにつきましても、策定を進めながら、今後想定される実施すべき事業を設定しまして、具体的な事業計画の編纂につなげていきたいと考えております。今後、審議の状況によりまして、内容</p>

	<p>が若干変わってくることもあるかと思うんですけども、ご了承いただければと思います。</p> <p>前回より1回減にはなっておりますが、今後最終答申の策定完了に至らない際には、追加分として2月、3月で、ということになるかも知れません。</p> <p>では次回は8月23日（月）午後1時15分からこの会場で開催を予定させていただきたいと思っております。ちょっと長めになるかも知れませんが、よろしくお願いしたいと思います。10回につきましても、午後1時15分から、同じこの会場で予定させていただきたいと思っております。今後のスケジュールにつきましては以上です。よろしくお願いいたします。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。前回ご確認、ご案内を申し上げたスケジュールが一部変更になったということでございます。6月予定の分が1回間引かれた形で、8月9回に統合すると。それで若干時間を長めに設定していきたいと、こういうご提案です。いかがでしょうか。それぞれ委員の方々のご都合もおありになると思っております。</p>
室井委員	<p>そうですね…4つくらい入ってます、予定が。</p>
太田会長	<p>従来、大体2時間前後だと思うんですけども、それをおそらく1時間くらい延ばすような形でしょうか。委員の皆さんのご都合ももちろんおありになるので、どうしても都合がつかないとおっしゃる委員の方は途中退席をしていただいてもやむを得ないと思っております。できる限りご参加をいただきたいという主旨でございますので。今のスケジュールの提案についてはいかがでしょうか。</p>
関谷委員	<p>了解でございます。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。それでは、一部変更いたしました。議題の(3)今後のスケジュールをご確認いただきました。</p> <p>以上を持ちまして、本日予定をしております議事全て、滞りなく審議をさせていただきました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、これ以降の議事運営は事務局の方にお返しします。よろしくお願い致します。</p>
事務局（舟岡）	<p>長時間にわたり、大変ありがとうございました。次回の開催まで、資料をそろえるという期間も含めまして、日程の方を変更させていただきました。色々とお忙しいと思っておりますけども、ご出席の方よろしくお願い致します。</p> <p>それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。</p>

【11：24終了】